

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その3)

平成28年

目 次

議案第 53 号 鎌倉市常勤特別職職員の給与の臨時特例に関する条例の 制定について……………	1
議案第 54 号 平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号） ……	3

議案第 53 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与の臨時特例に関する
条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与の臨時特例に関する条例を次のよう
に定める。

平成28年10月 4 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

特例として、市長の給与の減額を行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与の臨時特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号。以下「整備条例」という。）付則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第4条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）第3条及び附則第3項の規定にかかわらず、平成28年11月1日から同月30日までの間における市長の給料月額は、同条第1号に規定する額からその $\frac{20}{100}$ に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（期末手当の算出の基礎となるものに限る。）、期末手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 54 号

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第3号）

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成28年10月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道（污水）改築事業 （西部污水幹線）	220,000